司法問題ニュース

埼玉弁護士会会員　各位

埼玉弁護士会司法問題対策委員会

２０２１年1月８日

【ニュース発刊のお知らせ】

当委員会は、司法に関するあらゆる問題を調査し、その改善方策などを検討して、その結果を広く世に問うことなどを主たる任務とする常設委員会です。

このような職責のもとで当委員会は、これまで、主に、法曹人口激増問題の調査・検討から始まり、特に近年は、諸外国と比べ極端に違憲判断が少ないと批判される日本の最高裁判所について、その原因や改善方策を探るとともに、諸外国の憲法判断機構についても併せ調査・検討してきました。

その過程で、フランスには、最高裁にあたる破棄院に１２０名以上の裁判官がいるほか、憲法判断機構としての憲法院が設置されていることや、ドイツでは、最高裁判所が事件分野ごとに複数あるほかに連邦憲法裁判所が設置されていること、両国での活発な違憲判断の様子などがわかりました。また、１９８８年から活動を始めた韓国の憲法裁判所が違憲判断を活発に出していることや、２０００年以降の東南アジア諸国には、ドイツや韓国などの憲法裁判所を参考にした憲法判断機構が設置されてきていることを知りました。このような諸外国の憲法判断機構に比べると、一層、日本の最高裁の違憲判断消極姿勢が際立ちます。

当委員会のかような調査・検討結果については、この間、会員各位のみならず、「これでいいのか最高裁！」などと銘打った集会を継続開催するなどして、広く市民の方々に向け問題提起という形で公表してきました。

そして、今般、当委員会の活動の一環として、これまでに調査し蓄積した情報、特に、欧州やアジア諸国などにおける憲法判断機構に関する知見を「司法問題ニュース」という形でお送りすることといたしました。

会員各位には、このニュースをご一読いただくとともに、当委員会の活動に興味・関心を持たれた方は、どうぞ奮ってご参加くださるようお願い申し上げる次第です。

以上